資料１

宿泊税に関するこれまでの検討経過

令和８年８月２６日
大分県商工観光労働部観光局観光政策課

日本一のおんせん県おおいた 味力も満載

観光振興財源の検討の経過

背景

- 「大分県観光の推進体制」に関する検討結果とりまとめ（令和７年３月報告）
 「さらなる観光需要の増加に対応するため、宿泊税等特定財源の検討」
- 日本一のおんせん県おおいたツーリズム戦略（2025～2027）（令和７年３月策定）
 「観光地域づくりに必要な財源確保に向けて、宿泊税等特定財源の導入可否を含めた検討」

大分県観光振興財源検討会議

（設置期間：令和７年５月２８日～令和８年３月３１日まで）

〇設置目的：本県全体の観光振興にかかる施策を将来にわたり安定的に実施するための財源のあり方について検討すること
〇委員：１０名（順不同）

分野	氏名	所属・職
学識　税制	**田中　治**	大阪府立大学　名誉教授　**委員長**
学識　観光	**矢ヶ崎　紀子**	東京女子大学　教授
学識　観光	**三重野　真代**	武蔵野大学　特任教授
市町村	**阿部　万寿夫**	別府市　副市長
経済団体	**山内　啓嗣**	大分商工会議所 観光飲食部会 部会長
経済団体	**首藤　文彦**	県商工会連合会　会長
宿泊事業者	**桑野　和泉**	日本旅館協会　会長
宿泊事業者	**西田　陽一**	県旅館ホテル生活衛生同業組合 理事長
宿泊事業者	**諫山　吉晴**	日田温泉旅館組合　組合長
県税実務経験者	**吉冨　智昭**	県石油商業組合　参与

〇経過

【第１回会議（5/28）】　・観光振興の課題は多く「新たな観光振興財源は必要」
　必要施策について、財政需要額の積上げと優先順位の整理をすべき

【第２回会議（7/22）】　・新たな観光振興財源として「宿泊税」を軸に検討しては
　今後も事業者や市町村から丁寧に意見を聴取し、進められたい

【第３回会議（10/6）】　・税制度についての考え方を整理（税率、免税点、課税免除等）

【第４回会議（12/15）】　・段階的定額制の税率設定の考え方の整理。運用について

【第５回会議（2/13）】　・報告書まとめ

観光振興財源の検討の経過

観光関連事業者との意見交換会

「日本一のおんせん県おおいたツーリズム戦略」、観光振興財源等について、意見を伺った。
【開催日程】４月２１日～５月２１日　　【参加者数】１４８人　　【意見数】８５意見
【開催地域】県内８か所（別府、日田、由布、九重、大分、佐伯、宇佐、竹田）

宿泊事業者との意見交換会（１）

財源確保の一つの手法として他自治体で導入が進む宿泊税等について、意見を伺った。
【開催日程】６月２６日～７月９日　　【参加者数】２１２人　　【意見数】２０２意見
【開催地域】県内１２か所（別府、九重、日田、天瀬、大分、臼杵、佐伯、由布、竹田、宇佐、国東、中津）

宿泊事業者との意見交換会（２）

現在の検討状況（宿泊税制度、使い道の案等）について示しながら、仮に導入した場合の具体的な課題等の意見を伺った。
【開催日程】１０月２７日～１１月２０日　　【参加者数】２０４人　　【意見数】１７１意見
【開催地域】県内１４か所（由布、大分、玖珠九重、別府、宇佐、佐伯、豊後大野、臼杵、中津、日田、飯田、国東、長湯、天瀬）

宿泊事業者へのアンケート

【実施期間】１０月３１日～１２月１日　【送付先数】１，７０２施設　　【回答数】３８０施設

使い道として適当と考えるもの（複数回答可）			
受入環境の整備	**170**	持続可能な観光地域づくり	139
２次交通環境の整備	131	地域の観光資源の磨き上げ	88
危機管理、災害対応	83	需要の平準化	77
観光産業の経営基盤強化	77	情報発信、マーケティング支援	71
ユニバーサルツーリズム	59	その他	46

宿泊税導入による影響や懸念事項	
宿泊税の納入等の**事務負担**、システム改修等の**経費負担が心配**	202
観光地としての**魅力向上**、**住民生活の向上**、地域の**賑わい**に繋がる受け入れ環境が充実し、観光客の増加が**期待できる**	102
宿泊客の減少につながる懸念	121
導入による影響はない／少ない	41
わからない／何ともいえない	87
その他	32

観光振興財源の検討の経過

第５回新しいおおいた共創会議（令和７年８月２９日）

・新しいおおいた共創会議（知事、１８市町村長等による会議）の議題の一つとして、観光振興財源について議論。

市町村意見	・将来に亘る観光振興のための特定財源の確保が必要。県税として導入する場合は、県で一括して徴収し、市町村に配分する方式が望ましい。（別府市等） ・小さな自治体が個別に導入するには負担が大きすぎる。宿泊施設利用者にも理解を得られやすいため、県で一括して徴収することを望む。（九重町等）

第６回新しいおおいた共創会議（令和８年２月１５日）

・観光振興財源検討会議報告書について報告。
・先だって、県としての宿泊税導入についての賛否を市町村に照会

導入への反対	**０市町村**

導入に際しての市町村意見	・市町村が観光振興を着実に進めることができるよう、交付金配分の割合については十分に配慮してほしい。（別府市等） ・県の配分も一定程度確保され、広域周遊の促進等、県全体の観光振興に資する施策に充当してもらいたい。（臼杵市等） ・広く観光振興に利用できるよう、使途の制限を設けすぎないようにしていただきたい。（九重町等） ・農泊や民泊等の小規模事業者からの意見にもしっかりと寄り添い、事務負担軽減等に努めてもらいたい。（豊後高田市等） ・ビジネスや会議等、観光目的以外で宿泊される方に理解を得られるよう、しっかりと周知等に取り組まれたい。（大分市等） ・今後も、市町村や宿泊施設等の意見を幅広く聴取し、十分な合意形成を図った上で決定してもらいたい。（日田市等）

上記に加え、市町村担当者向け説明会３回（8/21、10/23、2/20）、18市町村への個別訪問による説明（12～1月）を実施

観光振興財源の検討の経過

宿泊事業者との意見交換会（３）

宿泊税制度案について、導入に際しての懸念事項や使途についての意見を伺った。
【開催日程】３月２４日～４月２１日　　【参加者数】２１６人
【開催地域】県内１５か所（別府、大分、由布、玖珠九重、飯田、日田、天瀬、臼杵、佐伯、中津、宇佐、国東、竹田、長湯、姫島）

大分県宿泊税（案）についてのパブリックコメント

大分県宿泊税（案）について、県民意見の募集を行った。
【募集期間】３月２４日～４月２４日　　【意見件数】２４件（１２名）

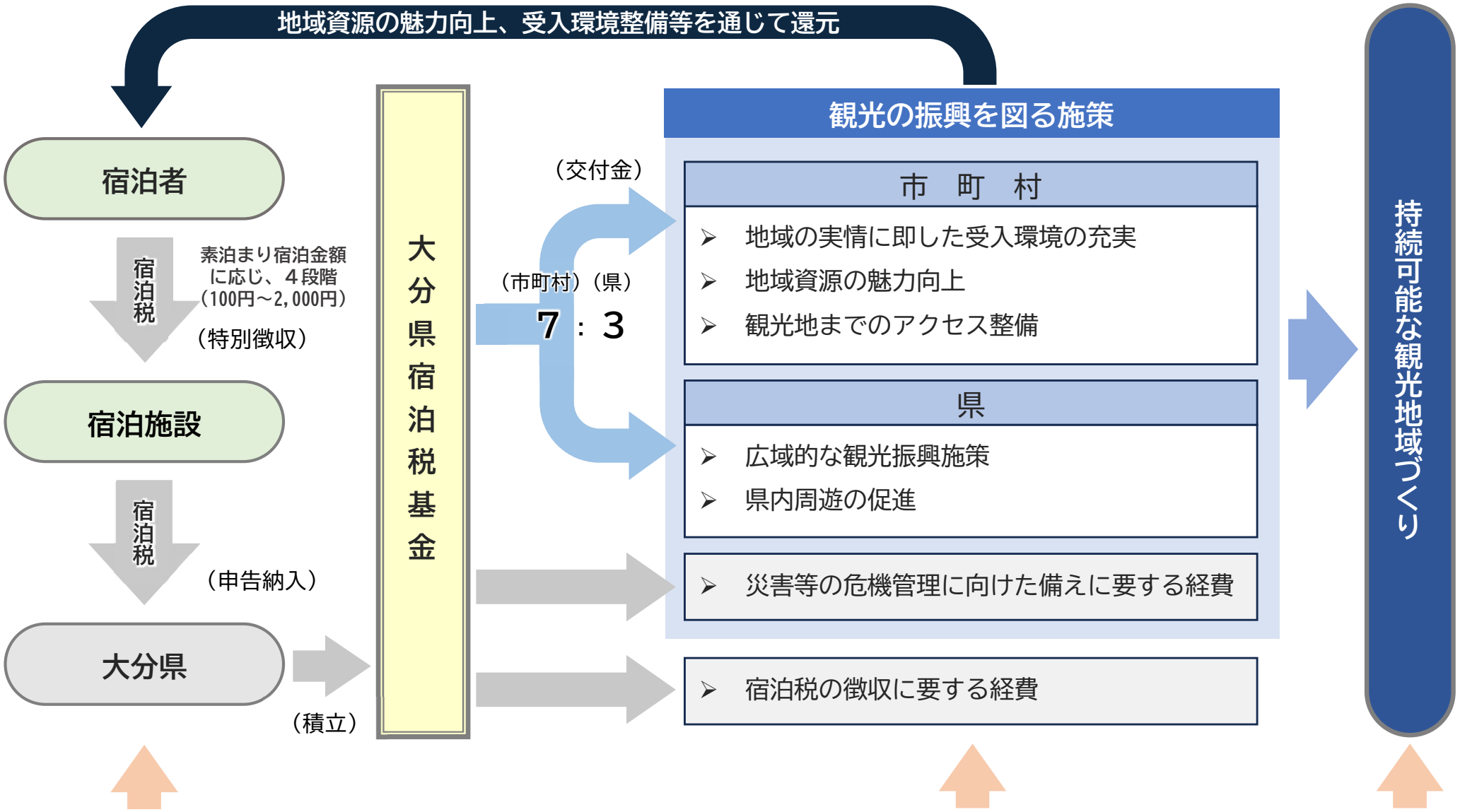
主な意見

（使途）
- 宿泊税の使い道を見える化し、しっかりと検証体制を整えるようにして欲しい。（パブコメ、意見交換会：別府市等）
- 市町村に交付する７割について、観光と関係のないところに使われることのないように。（パブコメ、意見交換会：由布市等）
- 当該年度の税収をその年度に全てを使うのではなく、災害が起きた際の風評被害対策用の予算として確保してはどうか。（九重町）
- 宿泊税の使途について、県だけでなく、市町村と地域の事業者でも議論が必要。（天瀬等）
- 公共施設の整備より、受け入れる民宿・事業所の設備改善への直接補助を最優先すべき。（パブコメ）

（負担軽減）
- 税導入に伴う**システム改修費用は県から補助**して欲しい。（パブコメ、意見交換会：大分市等）
- クレジットカードで決済する宿泊客が多くなっている。特別徴収義務者への報償金２．５％だと、カード手数料で既に赤字。上乗せ等の配慮いただけないか。（由布市等）
- オンライン予約サイトで税の事前徴収ができるよう、県から交渉してもらいたい。（別府市等）
- **宿泊客への説明等の負担増が懸念**される。外国人への説明等もトラブルが想定される。問い合わせに対応してもらえるコールセンター等、しっかりとフォロー体制があると安心する。（パブコメ、意見交換会：大分市等）
- 農泊をやっている農家は高齢者が多く単体での納税申告は非常に難しい。農泊の代表団体がそれぞれの農家さんたちの取りまとめをして納税申告をしたい。（臼杵市）
- 最短で１月から開始ということだが、準備や周知等を考えると負担がかかる。（大分市等）

大分県宿泊税の仕組み

R8年6月26日、大分県宿泊税条例、大分県宿泊税基金条例を制定。7月3日公布。



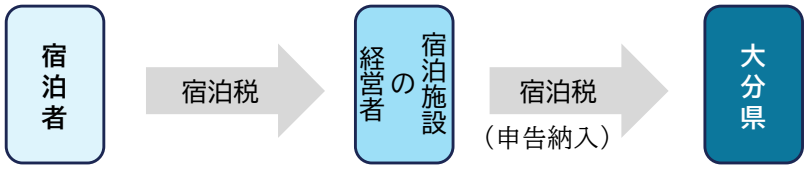
◆ 宿泊税による事業の効果検証（県内の宿泊事業者や有識者等からなる外部委員による組織）
◆ 宿泊税条例施行後３年を目途に税制度の検討、必要に応じた見直し

大分県宿泊税条例

1　制定理由

「持続可能な観光地域づくり」を目指し、地域資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実、戦略的な誘客と県民生活の質の確保との両立その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、地方税法（昭和25年法律第226号）第4条第6項の規定に基づき宿泊税を導入するもの。

2　大分県宿泊税の仕組み



（１）納税義務者等

納税義務者：宿泊者
課税客体　：県内の宿泊施設への宿泊行為
（宿泊施設：旅館、ホテル、簡易宿所及び民泊施設）

（２）税率

1人1泊当たりの宿泊料金（素泊まり料金）に応じて、段階的に課税

5千円未満	100円	5千円以上2万円未満	200円
2万円以上10万円未満	500円	10万円以上	2,000円

（３）徴収の方法

宿泊施設の経営者を特別徴収義務者とする特別徴収
原則、毎月末日までに前月初日から末日までの宿泊税を申告納入

（４）課税免除

学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く）が実施する修学旅行等や児童福祉法に規定する保育所等が実施する宿泊を伴う行事

（５）市町村への交付金

税収から災害等への対応のための積立て、賦課徴収費用を除いた額の７割を交付金として市町村へ交付

3　大分県宿泊税条例の概要

（１）宿泊税の基本事項、徴収方法

・課税の根拠、納税義務者等
・課税免除の対象、税率、徴収の方法

（２）特別徴収義務者、申告納入の手続

・特別徴収義務者、特別徴収義務者の登録等
・申告納入の手続、徴収不能額等の還付又は納入義務の免除
・納税管理人

（３）帳簿の管理、更正・決定

・帳簿の記載義務、電磁的記録等による保存
・更正、決定等に関する通知書の様式

（４）賦課徴収の準用、罰則、規則への委任

・賦課徴収は地方税法又は大分県税条例を準用
・帳簿記載義務違反等に関する罰則等
・規則への委任事項

（５）宿泊税に係る交付金の交付

・宿泊税市町村交付金の交付方法等

附則（施行等に関する事項）

・施行期日、施行期日以降の宿泊に対して適用
・施行後3年を目途として検討と必要に応じた見直しを規定
（その後5年）

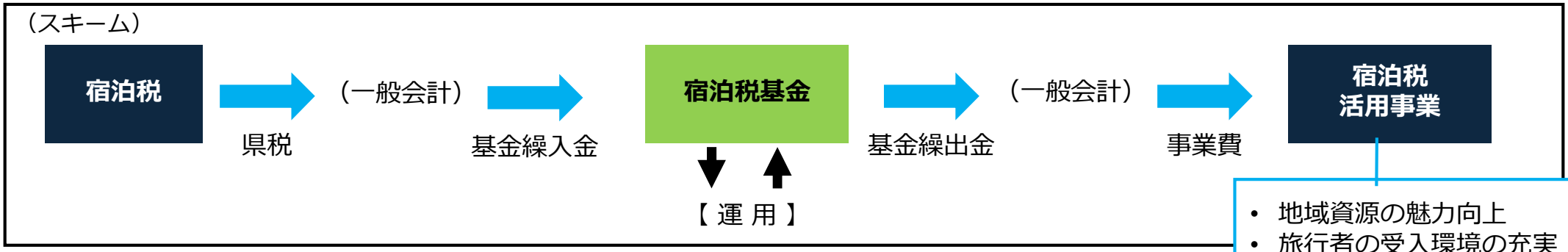
4　施行期日

地方税法第731条第2項の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して１年を超えない範囲内において規則で定める日

大分県宿泊税基金条例

1　制定理由

大分県宿泊税条例（第２回定例会提案予定）に基づき徴収する大分県宿泊税を積み立て、「持続可能な観光地域づくり」を目指し、地域資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実、戦略的な誘客と県民生活の質の確保との両立その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、大分県宿泊税基金を設置するもの。



2　条例の内容　※本県における他の基金条例と同様

（１）設置（第１条）
- 「持続可能な観光地域づくり」を目指し、地域資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実、戦略的な誘客と県民生活の質の確保との両立、その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、大分県宿泊税基金を設置する。

（２）積立て（第２条）
- 基金として積み立てる額は、大分県宿泊税条例の規定により、県に納入された宿泊税に相当する額とし、一般会計歳入歳出予算で定める。

（３）基金の管理（第３条）
- 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も有利な方法により保管しなければならない。

（４）運用益金の処理（第４条）
- 運用益は基金に編入する。

（５）繰替運用等（第５条）
- 基金に属する現金の歳計現金への繰替運用について規定

（６）処分（第６条）
- 第１条の費用及び宿泊税の賦課徴収費用に充てる場合に限り、基金を処分することができる。

（７）規則への委任（第７条）

（８）施行期日（附則）
- 宿泊税条例の施行の日から施行する。